

鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金 公募要領

鹿児島県では、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨、または、令和7年台風12号（以下、「大雨等」という。）による災害で被災された事業者の施設、設備（車両を含む）（以下「施設、設備等」という。）の復旧に要する経費を支援するため、「鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金」（以下、「補助金」という。）を実施します。

1 事業の目的

大雨等による被害を受けた中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）の事業の継続を支援するため、当該事業者に対し予算の範囲内において、施設、設備等の復旧に係る経費の一部を補助し、地域経済の維持を図ることを目的とします。

2 補助対象者及び申請要件

補助金の交付申請ができる者は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）となります。

(1) 鹿児島県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者（個人事業主も含む）であること。

※ 中小企業者・小規模事業者（個人事業主も含む）の定義及び対象となる組織・業種等については、「10 参考」（5～6ページ）を確認してください。

(2) 業務に用いる施設、設備等が大雨等による被害を受けたこと。

(3) 引き続き、事業実施の意思があること。

(4) 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済み、又は年度内に策定する予定であること。

※ 策定した（策定済みの事業者も含む）事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画については、年度内に提出いただく必要があります。

※ 大企業・中堅企業（みなし大企業・みなし中堅企業を含む。）は補助金の交付の対象とはなりません。

みなし大企業・みなし中堅企業の要件は以下のとおりです。

ア 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者

イ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者

ウ 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

※ 上記の申請要件にかかわらず、以下に該当する場合、申請することができません。

- ・ 暴力団又は暴力団員等及びこれらのものと関連のある者
- ・ 国税又は県税の滞納があるもの（課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）や県、公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている者で、その債務の履行を怠り、又は滞っている者（債権者が認めた返済計画があるものを除く）。

- ・ 性風俗関連特殊営業等，公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を営む者（注１）
- ・ 本補助金で復旧する施設，設備等について，他の公的補助制度を利用している者
- ・ その他，補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（注１）特定の風俗営業事業者でないこと

- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第２条第１項の風俗営業ただし，同項第１号の一部（料理店）及び第５号（ゲームセンター）は除く
- ・ 同法第２条第５項の性風俗関連特殊営業

3 事業期間

申請者は，施設，設備等の復旧整備のために行う事業について，鹿児島県に対して，その被害状況及び復旧事業の内容，経費及び収支予算等に関する計画を添えて申請書を提出しなければなりません。

補助金の交付申請を受け付ける補助事業は，原則として令和８年２月２８日までに補助事業が完了し，かつ，支払が完了するものに限るため，期限までに完了しないことが見込まれる方は，交付申請の際に御相談ください。

4 補助の対象経費

- (1) 補助金の交付対象となる経費は，申請者の所有する施設，設備等であって大雨等被害により損壊し，若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち，下表に掲げるものとします。

区分	補助対象経費
施設の修繕	事業所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他復旧のために不可欠と認められる施設 ア 被災施設の修繕に要する経費 イ 修繕に伴い，復旧に必要と認められる付随費用（清掃費，処分費，撤去・据付費，運搬費等）
設備の修繕 ・購入	復旧事業に係る事業の用に供する設備であって， <u>中小企業者等の資産として計上されているもの（固定（償却）資産台帳等）</u> ア 被災設備等の修繕に要する経費 イ 被災設備等が大雨等による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する設備等の購入に要する経費（被災設備等の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。） ウ 修繕・購入に伴い，復旧に必要と認められる付随費用（清掃費，処分費，撤去・据付費，運搬費等）

※ 補助対象となる施設，設備等は，補助事業者が所有しているもので，専ら業務の用に供する部分に限ります。なお，補助事業者が法人の場合は法人名義の所有である必要があります。

- ※ 補助対象経費は、業務の用に供する部分のみに充当される経費で、事業期間内に当該経費に係る復旧が完了し、かつ支払が完了しているものに限りです。
- ※ 災害保険・共済の対象である施設、設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除してください。
- ※ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外となりますので、申請時は事業費から消費税等を除いた金額で申請してください。
- ※ 補助対象経費の積算は、消費税等抜きの数字となりますので、見積額が内税の場合は、「1.1」で割り戻して、税抜き価格として積算してください。

(2) 交付申請時に提出する事業計画には、補助対象経費となる施設、設備等の復旧整備に要する経費を全て計上しておく必要があります。事業計画に計上していない経費を実績報告時に追加したとしても、補助対象とはなりません。

なお、大雨等により被害を受けた施設、設備等であって、交付決定前に実施した復旧整備に要した経費についても、写真、書類等による確認により遡及適用が認められる場合があります。

(3) 補助の対象とならないもの（主なもの）

- ・ 大雨等の被害以外の理由により損壊若しくは、滅失又は継続して使用することが困難になった施設、設備等
- ・ 大雨等による被害を立証する資料が提出されないもの
- ・ 福利厚生施設（寮、休憩所等）や店舗兼住居等の住居部分
- ・ 施設の建替に要する費用
- ・ 汎用性が高い事務用品（机、椅子、書庫等）や販売目的の機械設備・商品、原材料や貯蔵品、消耗品、パソコンソフト等の無形資産、賃貸用アパート等の施設
- ・ 各種税（印紙税、消費税等）
- ・ 各種行政手続き費用（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）
- ・ 各種保険料や保守費用
- ・ 自社復旧の際の人件費
- ・ 資産計上されていない施設・設備等

5 補助率及び補助上限額

事業者区分	補助率	補助上限額
中小企業者	補助対象経費の1／2以内 (千円未満切捨て)	1事業者あたり300万円
小規模事業者	補助対象経費の3／4以内 (千円未満切捨て)	

6 遵守事項

- ・ 鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金交付要綱等の各種規程を遵守してください。（各規定に違反する行為がなされた場合、補助金の返還とともに加算金の請求や不正内容の公表等を行うことがありますので留意してください。）

7 公募期間（交付申請期間）

令和7年10月16日（木）～令和7年12月5日（金）17:00 まで（当日消印有効）

8 申請書の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参のいずれかで提出してください。

事業内容が、補助事業に該当しない場合や添付資料が不足している場合は、受付ができません。必ず提出書類を記載した交付申請用チェックリスト（県ホームページに掲載）により、あらかじめ提出書類を確認してください。また、書類の作成・提出にあたっての疑義は、県商工政策課に御相談ください。

なお、受付後の書類差替え等は郵送や電子メールで行います。

(2) 提出書類

- ・ 鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金交付申請用チェックリストを参照してください。
- ・ 交付申請用チェックリスト及び各種様式の電子データや記載例等については、以下の鹿児島県公式ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして御利用ください。

＜鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金＞

ホーム＞産業・労働＞商工業＞災害に関する支援について＞令和7年度鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金について

(URL) <https://www.pref.kagoshima.jp/af01/saigaisienn.html>

(3) 提出部数

1部（全ての申請書類は必ず控えを保管してください。）

※ 申請された後、受理印が押された交付申請書の写しを希望する場合は、受理後に写し（表紙1枚のみ）を郵送しますので、郵便番号と住所、申請者名を記入した返信用封筒（長3以内の封筒・110円切手を貼付）を同封してください。

(4) 提出先・お問合せ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁10階

『鹿児島県商工労働水産部商工政策課商工振興班』宛て

電話番号：099-286-2931

FAX：099-286-5574

E-mail：shogyo@pref.kagoshima.lg.jp

9 注意事項

- (1) 提出された交付申請書の内容を審査の上、内容が適正であることが認められた場合、申請者に交付決定通知書を送付します。交付金額については、実績報告書により確定します。
- (2) 交付申請にあたっては、申請内容により提出書類が異なりますので、十分御確認の上、申請してください。
- (3) 一度、御提出いただいた申請書等の各種書類は、返却することができませんので、必要に応じて写しを保管してください。
- (4) その他、事業の取り扱いについて Q&A を県 HP に掲載しておりますので、十分御確認いただき、申請等の各種手続きを行ってください。
- (5) 補助要件として、事業継続計画(B C P)又は事業継続力強化計画を策定済み、又は、策定予定（年度内）としておりますが、今後も災害が発生する恐れがあることから、「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入を積極的にご検討ください。

10 参考

- (1) 中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）の定義

本補助金における、中小企業者・小規模事業者は下表のとおりです。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)		小規模事業者
	資本金	常時使用する従業員の数	
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～⑥を除く）	3 億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1 億円以下	100人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50人以下	5 人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900人以下	20人以下
⑥ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下	20人以下
⑧宿泊業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
⑨娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
⑩中小企業者及び小規模事業者を構成員とする団体もしくはこれらに準ずる者	・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合，事業協同小組合，信用協同組合，協同組合連合会，企業組合，協業組合，商工組合，商工組合連合会） ・ その他，特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって，その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が①～⑨のいずれかに該当するものである者		

(2) 補助対象又は補助対象外となる組織形態ごとの区分は次の表のとおりです。

ア 補助対象

会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） 士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、 特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人） 農業法人（会社法の会社若しくは有限会社） 農業協同組合、漁業協同組合、商店街振興組合等 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、 企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会） 商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会
個人事業主
風俗営業のうち、 風営法第2条第1項第1号に該当する一部の者（料理店）、第5号に該当する一 部の者（ゲームセンター）

イ 補助対象外

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人
医療法人・医者（個人開業医）、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉 法人
任意団体
風営法第2条に該当する者（料理店、ゲームセンターを除く）
地方公共団体

(3) 補助対象外となる業種は以下のとおりです。

ア 農業、林業（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サー
ビス業は除く。）

イ 漁業

ウ 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）

エ 社会保険・社会福祉・介護事業

オ 以下のサービス業

- ① 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるも
の。）
- ② 競輪・競馬等の競走場、競技団
- ③ 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業
- ④ 興信所
- ⑤ 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。）
- ⑥ 易断所、観相業、相場案内業
- ⑦ 宗教
- ⑧ 政治・経済・文化団体

カ その他、本事業による支援が適当でないと知事が認める業種